

令和5年5月10日

◎弘田議長 今日とは本年度、最初の委員会ということで、私のほうから招集をさせていただきました。

県は連続テレビ小説の「らんまん」、大阪関西万博といった追い風を受けて、県勢浮揚のため全力を込めるということになっております。この委員会も、県政の監視、あるいは適正化といったことのために尽くさんといかんと思います。委員の皆様には活発な議論をしていただき、そして、県民の負託に応えるよう、頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(担当書記挨拶)

◎書記 本日は、初めての委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、委員会条例第7条第2項の規定によりまして、年長であります明神委員にその職務をお願いいたします。

◎明神年長委員 それでは、年長である私が暫時の間、議事を進めさせていただいていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまから委員会を開会いたします。

(10時4分開会)

◎明神年長委員 直ちに委員長の互選を行います。互選の方法はいかがいたしましょうか。

(「指名推選」と言う者あり)

◎明神年長委員 指名推選にせよという発言がありますので、委員長の互選の方法につきましては、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神年長委員 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

どなたか推薦がございましたら、お願いします。

(「明神委員を推薦します」と言う者あり)

◎明神年長委員 私を委員長にということでございますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神年長委員 御異議ないようでございますので、私が委員長をさせていただくことに決定いたしました。

それでは、一言就任の御挨拶を申し上げます。ただいま委員長に互選いただきました明神でございます。この上は当委員会の円滑な運営に最善を尽くしてまいりますので、どうか委員の皆様方の適時適切な御指導御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。本日の委員会の今後の日程につきましては、御手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

それではこれより副委員長の互選を行います。互選の方法はいかがいたしましょうか。

(「指名推選」と言う者あり)

◎明神委員長 指名推選にせよという発言がありますので、副委員長の互選の方法につきましては指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

お諮りいたします。委員長である私が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

副委員長に土森正一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしました土森正一君を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、土森正一君が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました土森正一君に本席から告知します。

ここで、副委員長の就任の御挨拶があります。

◎土森副委員長 一生懸命総務委員会の副委員長を務めて、明神委員長をしっかりとサポートして、円滑な委員会に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎明神委員長 以上で、副委員長の互選を終わりました。

続いて、委員席を決定いたしたいと存じますが、いかがいたしましょうか。

(「委員長一任」と言う者あり)

◎明神委員長 それでは、私のほうで決定することにいたします。

(書記が委員長から委員席の封筒を受け取り名札を置く)

◎明神委員長 これで、委員席は決定をいたしました。各委員は名札の席にお移りいただきたいと思います。

次に、付託事件の審査等についてであります。準備の都合上、5分間ほど休憩とします。

(休憩 10時10分～10時14分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは「付託事件の審査等について」を行います。

当委員会に付託された案件は御手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりです。

お諮りいたします。ただいまから委員会審査を行うことにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。それでは報第1号議案、報第2号議案、報第3号議案の3件と報告事項を一括議題とし、部局ごとに説明を受けることにいたします。

《総務部》

◎明神委員長 最初に、総務部についてであります。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎徳重総務部長 それでは本日出席している幹部職員から、まず、自己紹介をさせていただきます。

(幹部職員自己紹介)

◎徳重総務部長 それではまず、総務部関連の議案でございます。

資料①高知県議会臨時会議案(条例その他)をお願いいたします。こちらの表紙をめくっていただきまして、まず目録を御覧ください。

総務部からは条例その他議案として、報第1号及び報第2号の2件の報告議案を提出させていただきます。議案の詳細につきましては後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

短くて恐縮ですが、私からの総括説明は以上でございます。

◎明神委員長 続いて、所管課から説明を求めます。

〈財政課〉

◎明神委員長 初めに、財政課の説明を求めます。

◎中島財政課長 内容の説明をさせていただきます。今お聞きいただいている、資料①議案(条例その他)の1ページ目、令和4年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告でございます。こちらは3月31日付けで行った専決処分に係るものでございまして、その内容ですけれども、3ページをお聞きいただければと思います。

中身としましては、歳入の補正のみとなっておりますけれども、地方譲与税ですとか地方交付税につきまして、それぞれ年度末に額の確定がありました。その額の確定に伴いまして補正を行ったものでして、例年、3月に専決処分を行っているものでございます。

その主な内容としましては、まず3ページの1番上の行でございますけれども、3款の地方譲与税ですけれども、こちら8億8,500万円余り増という内容と、中ほどの5款ですけれども、地方交付税につきまして、特別交付税が見込みよりも増加したことに伴いまして、

8億100万円余りの増となっております。また、下のほうでございますけれども、6款の交通安全対策特別交付金につきまして、2,300万円余りの減となっております、総計では16億6,400万円余りの増となっております。これに伴いまして、12款の繰入金におきまして、同額の財政調整基金を取り崩す予定だったものを取りやめたというのが今回の補正の内容でございます。

財政課の説明は以上になります。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈税務課〉

◎明神委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎東税務課長 税務課の条例その他議案につきまして、議案補足説明資料により御説明申し上げます。議案補足説明資料の総務部という青いインデックスの中の赤いインデックスで税務課とありますところをお開きください。

県税条例の一部を改正する条例の専決処分について御報告させていただきます。地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布されましたことに伴いまして、必要となる県税条例の改正について、本年4月1日に施行しなければ、特例措置の一時的な失効などによって、納税者に影響を及ぼすおそれがあるものにつきまして、3月31日に県税条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

改正内容について御説明申し上げます。まず、(1)不動産取得税でございますが、アの、バリアフリー構造などを有し、高齢者を支援する福祉サービスを提供するサービスつき高齢者向け住宅を新築し、その敷地となる土地を取得した場合に、新築住宅に対する控除と、新築住宅土地の取得に対する減額措置を適用する特例措置の適用期限が、令和5年3月31日までとされていたものを、令和7年3月31日まで2年間延長するものでございます。

次に、イの、新築から10年以上が経過した中古住宅を宅地建物取引業者が取得し、その取得の日から2年以内に一定の改修工事を行った上で、個人に販売し、それを購入した個人が自らの住宅として使用した場合に、宅建業者に課税される不動産取得税の算定に当たって、その中古住宅が新築された時点で適用されていた新築住宅に対する控除を、中古住宅の取得に対して適用する特例措置の適用期限が、令和5年3月31日までとされていたものを、令和7年3月31日まで2年間延長するものでございます。

次に、自動車税でございますが、種別割に関するものと環境性能割に関するものがございます。まず、アの自動車税種別割のグリーン化特例につきましては、より環境性能にす

くれた自動車の普及を後押ししていく観点から、グリーン化特例といたしまして、自動車の区分によって、税の軽減を行う軽課や、登録から一定の年数が経過した自動車に対して税を重くする重課という制度がございます。この軽課、重課の対象となる自動車の取得や、経過期間の要件が、3月31日で期限が到来しましたことから、引き続き、環境対策の観点から、それぞれ3年間延長するとともに、営業用乗用車については、その適用対象を電気自動車等に限定するよう、段階的に重点化するものでございます。

次に、イの先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る自動車税環境性能割の特例措置の拡充延長でございます。左側方の自転車を検知し、左折時の衝突の可能性がある場合に、視覚及び音により運転者に警報し、左折巻き込み事故を予防するための側方衝突警報装置を搭載したトラックについて、特例措置の適用期限を装置の搭載が義務化される令和6年4月30日まで延長するもの、また、前方の障害物の衝突を予測して警報し、衝突の軽減のために制御する歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動装置を搭載したトラック・バスについて、特例措置の対象に追加して、適用期限を令和7年3月31日まで、2年間延長するものでございます。

以上で、税務課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 特例措置の適用期限についてお伺いをいたします。期間延長を反対するものではありませんけれども、この期間の設定について、2年でなければならないのか、それとも、その期間の設定については、自治体の判断で、さらに延長ができるものなのかどうか、お聞きをいたします。

◎東税務課長 期間につきましては、地方税法で国が定めておるものでございまして、特に自治体において判断をしているというものではございません。

◎はた委員 2年という制限が、国のほうであるという認識でいいのでしょうか。

◎東税務課長 2年の期間につきましては、国のほうで定められたものです。種別割のグリーン化特例の3年につきましても、国で定めた期間であります。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《教育委員会》

◎明神委員長 次に、教育委員会について行います。

それでは、議案について、教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎長岡教育長 まず、本日出席をしております、幹部職員の自己紹介をさせていただきたいと思います。

(幹部職員自己紹介)

◎長岡教育長 それでは、議案の説明に先立ちまして、教職員の不祥事につきまして、2件の御報告をさせていただきたいと思えます。

1件目は、公立中学校教諭が4月8日深夜に、酒気帯び運転により検挙された事案でございます。当該教諭に対しましては、4月20日付で免職の懲戒処分を行いました。

2件目は、県立特別支援学校教諭が、昨年度スーパーマーケットにおいて、商品の不正購入を繰り返し行った事案でございます。当該教諭に対しましては、4月20日付で停職12月の懲戒処分を行いました。

昨年来続いております教職員の不祥事の根絶に向け、あらゆる機会を通してその徹底を図っている中、児童生徒の社会性や規範意識を育むべき教員が、このような行為に及んだことについての社会的影響は大変大きいものと考えております。そして、こうしたことによりまして、社会人としての自覚の欠如を指摘されることはもとより、教育公務員の社会的信用を著しく失墜させ、県民の皆様の公教育への信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございません。

県教育委員会としましては、教職員による不祥事の根絶に向け、勤務時間内外を問わず、全ての教職員が、教育公務員としての職責を自覚し、高い倫理感や使命感を確立するための取組を一層進めてまいります。あわせまして、学校の組織力向上や、風通しのよい職場づくりに努め、子供たちのために一丸となって職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

教育委員会所管の議案は、条例その他議案として、専決処分の報告は1件ございます。資料①令和5年5月高知県議会臨時会議案（条例その他）の表紙の次のページに、議案目録がございますので御覧をいただきたいと思えます。

上から三つ目の、高知県が当事者である和解の専決処分報告でございます。これは、令和4年1月1日から1年間、県立高等学校等で使用する電気について、県と株式会社ウエスト電力が締結をしておりました電力需給契約に係るものでございます。契約は、同社の電力小売事業の廃止のため、令和4年4月30日をもって解除しております。このため、県として損害賠償金の請求を検討していましたが、同社から、和解の提案があり、県としても早期に事案の解決を図ることが望ましいと認められましたことから、受け入れたもので、急を要したため、専決処分を行ったものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明をさせていただきます。

私からの総括説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

〈高等学校課〉

◎明神委員長 続いて所管課の説明を求めます。なお、報第3号議案は高等学校課と特別支援教育課が所管ですが、一括して高等学校課から説明を受け、その後、両課に対する質疑を行いたいと思いますので御了承願います。

それでは、高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課長 御手元の資料①高知県議会臨時会議案（条例その他）の15ページをお開きください。報第3号、県が当事者である和解の専決処分報告でございます。内容につきましては、別の資料にて御説明をさせていただきます。御手元にお配りしております、教育委員会と青いインデックスがついております、表紙に総務委員会資料議案説明資料と記載された資料をお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、報第3号、高知県が当事者である和解の専決処分報告を御覧ください。当案件につきましては高等学校のほか、特別支援教育課所管の特別支援学校を含みますが、契約は1本に取りまとめて行っておりますので、高等学校課から合わせまして御説明をさせていただきます。

1の株式会社ウエスト電力との電力需給契約を御覧ください。県は、東京都千代田区丸の内1丁目6番5号に所在をする株式会社ウエスト電力と、高知県立室戸高等学校ほか45施設において、令和4年1月1日から同年12月31日までの間に使用する電気に係る電力需給契約について、令和3年12月1日付で契約を締結しておりました。同社が、令和4年4月末日をもって電力小売事業を廃止することに伴いまして、県は、同年4月21日付で、同月30日をもって当該契約を解除する旨を同社に通知をしております。

次に、2の和解に至った経緯でございます。まず、令和4年5月31日に、当該契約の契約書第15条第2項の規定により算定いたしました、違約金2,428万5,085円を、当該電気料金の一部と相殺をしております。その後、当該契約の解除により、新たに生じた費用から、当該違約金の額を差し引いた金額を損害賠償金として支払うよう同社への請求を検討していたところ、同社から和解の申出がありました。

検討しました結果、ウエスト電力は、債務超過の状況であり、早い時期に特別清算をする可能性があったことや、顧問弁護士から、訴訟を行い、勝訴したとしても、和解金額以上の損害を認められる保証は全くないことや、他の債権に比べて優先的に配当されるわけではないため、和解金額以上の回収の可能性は低いとの見解が示されたことから、提示された和解金額1,521万925円により、県においても、早期に事案の解決を図ることが望ましいと認められましたので、県及び同社の間において、令和5年4月21日に、和解することについて専決処分を行ったものでございます。

なお、ウエスト電力は、令和5年4月28日に解散をし、特別清算を行うことを決定をいたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎西内（隆）委員 会社の事業撤退によって受けた損害額が幾らになるのかということ、それから、そのうち違約金及び和解金として、どれほどの割合が損失補填されたのかということ。それから、ほかの自治体でも同様の事態が発生していると理解していますが、その割合が、同様の損害を被った他の自治体と比較するとどういう状況にあるかというのを、お答えいただけますでしょうか。

◎並村高等学校課長 まず、損害額ですけれども、ウエスト電力の契約が継続していたときの見込みの金額と、実際に支払いをしました金額との差額がおよそ8,000万円余りございます。その中で、違約金としていただいたものと今回の和解金を合計しますと、3,900万円余りとなり、こちらのほうで、回収補填率は49.2%となっております。なお他の自治体でも、ウエスト電力側からは約40の自治体と契約を結んでおったと聞いておりますけれども、その中で、例えば報道等であったり当課が聞き取りをした自治体で和解に至ったところが13の自治体ございますが、そちらの平均の補填率は33%と聞いております。

◎中根委員 なかなか新電力の見極めというのは大変なことだとは思いますが。私たちも少し調べると、新電力をめぐる、大手の電力会社との間でもいろんな枠組みがあったり、それからこの件とは直接関係ないですけど、トラストとか、そういういろんな新電力の基盤がまだ確立をしていない。しかしいろんな意味で、これまでのエネルギー源とはまた違った新電力を求める動きも着実に進めなくてはいけない。そういう中で、やっぱり見極めるのはとても大変だと思うんですね。そういう意味では、見極めに当たって、ゴーサインを出したに当たって、苦勞された点とか、これから教訓にしていかなければならない点をどんなふうにお考えなのか教えてください。

◎並村高等学校課長 まず、3期目につきましては、今回一般競争入札で契約をしておりましたので、なかなか企業のことを調べるまでには至ってなかったところがございます。そういった点でもまた知事部局等とも連携をとりながら、より安定的な契約ができるように考えていきたいと思っております。また今回のことで、学校で電気が止まったという事態は発生しておりませんので、何とか今回切り抜けたかなという思いでおります。

◎はた委員 リサーチが不十分だったという答弁だったかと思っておりますけれども、この企業は単体の企業ではなくて、ウエストホールディングスというグループ企業ということで、太陽光発電では日本一の発電量を持つと。再生可能エネルギーの発電力でいえば、原発1基分の発電力を持つということで、まず、そういうグループに対する信頼で各自治体が入札で決定してきたかと思うんですけれども、今回、企業が倒産していることの背景と、グループの理念、またグループとしてのガバナンスにおいても、末端の株式会社ウエスト電力を含めて、グループとして顧客を守るということが書かれているんですけれども、今回、グループとしての責任が果たされないまま末端が廃業し、それに伴って各自治体が影響を

受けるということになってますけれども、そのグループとしての責任を、和解交渉する上で、県としてはどういうふうにされてきたのか。リサーチが不足してたからこそ、和解を進めるに当たって、十分な調査と議論があったかと思うんですが、その点について、ちょっと報告をいただきたいです。

◎並村高等学校課長 当初は、この件に関しましては訴訟を頭に置いて検討しておったところです。その中で、ウエスト電力の親会社であるウエストホールディングスを相手に訴訟ができるかというところも弁護士に相談をさせていただいたところ、それは恐らくできないであろう、直接ウエスト電力への訴訟になるだろうということでした。そういったことで、今回、特別清算を行う時期も早まっておりましたことから和解に応じたというところでございます。

◎寺内委員 まず、訴訟を行うような形であって和解をしなかった場合の、県が求めた損害額の数字を示してくれますか。

◎並村高等学校課長 先ほど申しましたとおり、損害額として8,000万円余りを算出をしておりました。そこから、違約金として約2,400万円余りを既に電気代と相殺しておりましたので、残りの約5,600万円を損害賠償とするようにする計画をしておったところです。

◎寺内委員 次に、今回のこういった和解に至る経過の背景にはロシアのウクライナ侵攻という予期せぬことがあって、新電力化が進みましたが、新電力各社がもう大変な状況に陥ってます。その中、私はこのウエスト電力との契約については、教育委員会自体の学校の経営の状態としては、新電力との民間契約というのは非常に高く評価するところなんです。背景が背景だけに、起きたことは致し方がないと思うんですけど、先ほどの答弁で、今後の新電力に対するこのような契約について、教訓としてどのように考えているか、もう一度聞かせていただけますか。

◎並村高等学校課長 一般競争入札を行ってますので、できるだけその際入札に応じてくださった企業については、知事部局とも連携をしながら、しっかりその背景なども調査をした上で、また契約をできるように考えたいと思っております。

◎寺内委員 一つ、私は一般競争入札でも、背景がロシア・ウクライナの問題がありますんで、今回は今回のこととして、一定落ち着いたときにはまた別に求めたいと思うんですけど、今の課長の答弁を聞くと、例えば一定の分を指名競争入札のような形にして評価もしておいて、一般競争ではなく入札方法を変えるというような意味合いで捉えるんですけど、そういった意味合いでとってよろしいですか。

◎並村高等学校課長 一般競争入札だけですと、なかなか企業のことを調べるところまで至りませんので、先ほどおっしゃっていただいた方法なども検討してまいりたいと思っております。

◎寺内委員 いずれにしましても、今回の分、ロシア・ウクライナの問題という大きなこ

とが日本中の中で起きたし、新電力自由化の中で新電力会社が苦慮するところもあったんで、そこは、一つの例として、また今後の部分は検討していただきたいと思います。

◎中根委員 先ほどの御意見に加えて、電力の供給の在り方はこれからどんどん変えていく必要がある。例えば高知県であれば梶原町のような、とてもいい経験を持たれた、地域地域で電力をどのように回して循環させていくかということで、高知県内の需要と供給に応えながら、環境破壊ではなく環境とも共存しながら、労働力もつくっていくという流れを、電力供給の分でどのようにつくっていくかという議論も、これからますますしていかなければならないときだと思うんですよね。ぜひ頑張ってください、教育委員会だけではないですけども、全体として電力供給については、県としての考え方もつくり上げる中で、形をつくっていただきたいと思っていますが、その点はどうでしょうか。

◎並村高等学校課長 おっしゃっていただいたとおり、教育委員会だけではちょっと難しいところもありますので、またそういったところは知事部局とも連携しながら、研究をしてまいりたいと思っています。

◎はた委員 関連しますけれども、昨日、各部局の施策説明で、地域の電力を生かしていくとありましたけれども、脱炭素社会を県として進めていくということで、第4次の計画が発表されて文書になっておりました。その中で、教育委員会としては高等学校を中心に太陽光発電を整備していくという新たな目標を持たれているとお聞きをしましたので、大きなグループであっても、末端を守れないような企業も存在するというのを踏まえて、これからの学校での太陽光発電については、自家消費型、もしくは県内のエネルギーを生かしていくという形で、今回のようなリスクは避けていくことができると思うんですが、その点についてどう考えて進めていくのか、お願いします。

◎並村高等学校課長 現在、教育委員会としましては、学校の長寿命化改修工事を実施しております。その中で、例えば省エネ対策といったことで照明器具のLED化であったり、また設置可能なところには太陽光パネルの設置等も検討しておるところでございます。

先ほど指名競争入札のことをお話しさせていただいたところですが、訂正をさせていただきたいと思います。今回この電気の需給契約につきましては、非常に金額が大きいために指名での入札はできないということで、訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校課、特別支援教育課を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて、教育委員会から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

職員の不祥事について、小中学校課と特別支援教育課の説明を求めます。なお、質疑は併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

〈小中学校課、特別支援教育課〉

◎明神委員長 初めに小中学校課の説明をお願いします。

◎蛭子小中学校課長 では、総務委員会資料報告事項の小中学校課、赤色のインデックスをお開きください。

教員の不祥事が発生しまして、大変申し訳ございません。4月20日に処分を行いました事案について、御説明させていただきます。酒気帯び運転により検挙された高知市立城北中学校教諭川村真弘に対して、令和5年4月20日付で免職とする懲戒処分を行ったものでございます。概要につきまして御説明させていただきます。

高知市立城北中学校教諭川村真弘は、令和5年4月7日の午後5時20分頃から、翌午前0時頃までの間に、同校懇親会を含む合計4軒の飲食店において、生ビール3杯、ハイボール2杯、グラスビール約10杯、麦焼酎の水割り5杯程度を飲酒しました。同教諭は、午前0時過ぎに帰宅するため、代行運転業者に連絡をしましたが、代行運転業者からは、到着まで1時間以上かかるかもしれないと伝えられました。その後、同教諭は、自らの運転でコインパーキングを出て、自宅方面に向かって運転を始め、自宅方面へ1.2キロメートルほど運転した棧橋1丁目付近のコンビニエンスストアの手前で、パトカーに停止を求められました。同教諭は、警察官に職務質問をされた後、呼気や歩行の検査等を行い、警察官から、呼気1リットル中のアルコール濃度が0.4ミリグラムであることを告げられ、午前0時23分に酒気帯び運転で検挙されました。以上が事案の概要となります。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会や校長会との連携をより一層強化し、不祥事を生じさせない学校組織づくりの推進と、教職員による不祥事の根絶に向けて、法令遵守と綱紀粛正に徹底的に取り組み、教職員一人一人に高い倫理観を確立することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

◎明神委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎濱田特別支援教育課長 総務委員会資料、報告事項の、特別支援教育課を御覧ください。

教員の不祥事が発生しまして、大変に申し訳ございませんでした。4月20日に処分を行いました事案について、御説明させていただきます。スーパーマーケットにおいて、不正に商品を購入した高知県立高知若草特別支援学校教諭、中島伸一郎59歳に対して、令和5年4月20日付で停職12月の懲戒処分を行ったものです。

概要につきまして御説明させていただきます。同教諭は、令和5年1月5日木曜日の午後2時30分頃に、高知市内のスーパーマーケットにおいて、セルフレジで支払いが終わっていない一部商品を店外に持ち出し、警備員に呼びとめられました。その後、同教諭は缶

ビールや総菜等合わせて1,923円の不正購入を認めました。さらに、同教諭は同店舗及び同系列の他店舗において、令和4年10月中旬頃に、店員が気づかないこともあると思い、誤ったふりをして、ビール6缶セットのケースのバーコードを通さずに、1本分のバーコードを通す方法により、不正な購入を行っていました。これ以後、同教諭は、同様の行為を、同年12月までの間に、少なくとも10回行い、このうち5回は、缶ビールに加えて、惣菜などの不正購入も行ったことにより、店側に1万7,816円の損害を与えたということです。以上が事案の概要となります。

教職員による不祥事の根絶に向けて、時間外、勤務時間内外を問わず、全ての教職員が教育公務員としての職責を自覚し、高い倫理観や使命感を確立するための取組を一層進めるとともに、引き続き、学校の組織力向上や、風通しのよい職場づくりに努め、子供たちのために一丸となって職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 懲戒処分の判断の基準について伺います。城北中学校の教諭の方については地方公務員法に基づき免職で、若草特別支援学校の教諭による万引きについては停職。この免職と停職の判断の基準というのは、地方公務員法に基づく扱いではあるけれども、そこは内部の協議があったかと思うんですが、その判断基準についてお伺いをいたします。

◎蛭子小中学校課長 今回、酒気帯び運転による懲戒処分の判断基準につきましては、県が令和2年度に懲戒処分の指針を出しておりますので、その中の飲酒運転の項目に当たるところで判断をしております。なお、判断するに当たりましては、弁護士にも相談をした上で判断をしております。

◎濱田特別支援教育課長 少し重なる部分がございますが、同じように、教育委員会が出しております懲戒処分の指針に基づき、処分を検討しております。教職員の懲戒処分の指針の標準例では、窃盗や詐欺行為は、免職または停職とするとされています。過去の類似事例との均衡を考え、専門的知見を有する弁護士の意見を踏まえまして、量定を判断いたしております。

◎はた委員 県の指針に基づけば免職もあり得る、結果としては停職にとどまると。この差についてはどういう見解があったのでしょうか。

◎濱田特別支援教育課長 先ほど申しましたように、過去の類似事例と比較をしております。そういったところで今回、量定を判断しております。

◎はた委員 立て続けのこの教職員による不祥事、県民が聞くと、本当に、皆さん許されない思いだと思います。社会的な信用失墜という面では、単純に、過去の事例だけでは、さび分けできない社会的責任の大きさっていうものがあると思うんですけれども、その点について教育長はどのように考えて対応されていくのか。その点もお聞きをいたします。

◎長岡教育長 基本的には、今、両課長がお話ししたように、県が出しております懲戒処分の指針に沿って、処分の量定を決定しなければならないと考えております。あわせて、言いましたように、過去の事例、あるいは他県の実例も含めて実施をしております。例えば今回のこの窃盗案件につきましては、その回数であったり、被害金額の多さ、さらには相手方の被害感情の大きさも含めて処分を決定していくということになっております。それが、同じような量刑であって、Aという事案では免職にしてBという事案で停職で終わるということがあってはならないとは考えております。

◎はた委員 地方公務員法でも社会的信用の失墜という見方はできるんですけども、その点、今回の2件について、社会的信用の失墜の度合いはどのように考えられているのでしょうか。

◎長岡教育長 その点につきましては県教育委員会としても、お断りをしないとイケないというふうに思っております。ただ、回数が非常に多くなって繰り返して起こって、社会的信用の失墜が多くなる、大きくなるということは当然あると思います。しかしその部分と、懲戒処分とはまた別個に判断をしなければならないことであると考えております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

《採決》

◎明神委員長 これより採決を行います。今回は、報告議案3件であります。

それでは、採決を行います。

報第1号議案「令和4年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」を、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、報第1号議案は全会一致をもって原案のとおり承認することに決しました。

次に、報第2号議案「高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、報第2号議案は全会一致をもって原案のとおり承認することに決しました。

次に、報第3号議案「高知県が当事者である和解の専決処分報告」を、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、報第3号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは執行部は退席をお願いします。

(執行部退席)

◎明神委員長 次に、明日の本会議で行う委員長報告の取りまとめについて協議をお願いします。

委員長報告の取りまとめについては、正副委員長に一任していただく案と、それとも、時間を待っていただいて、皆さんに聞いていただいて、取りまとめするという二つの案があります。

(「正副委員長に一任」と言う者あり)

◎明神委員長 それでは、正副委員長に一任していただき、明日の本会議の前に委員の皆さんに配付するということがいいですか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、さよう決めます。

《閉会中の継続審査》

◎明神委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので御手元にお配りしてある案のとおり申し出ることにより御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

この際お諮りいたします。

今後の委員会活動日程の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

それでは、今後の委員会活動日程の件を議題といたします。書記に資料を配付させます。

(委員会活動日程案配付)

◎明神委員長 本年度も、6月議会が始まるまでに、本庁各課の業務概要調査の委員会と、出先機関等の調査を行いたいと思います。詳細につきましては書記に説明をさせます。

◎書記 ただいまお配りいたしました、今後の委員会活動日程案の資料によりまして、6月議会が始まるまでの委員会活動の案について御説明いたします。

まず、本庁各課の業務概要調査の委員会を、来週5月15日月曜日から17日水曜日までの3日間で行う予定です。

次に、県内出先機関等の業務概要調査ですが、お配りしました資料の2枚目、令和5年度総務委員会出先機関等調査日程案を御覧ください。2月議会の委員会において、各委員

の御意見を伺い取りまとめられた日程案が申し送られているものです。5月23日の須崎市、高知方面から始まりまして、6月9日の北川村、安芸市方面まで、延べ10日間、44機関を予定しております。

県立学校につきましては、各学校での調査活動の充実を図るため、一つの学校の調査時間を長く取りまして、学校長への質疑のほか、授業の見学を行うこととしております。このため、日程的な制約もございますので、調査対象を県立学校42校のうち21校とすることとしています。中高一貫校、学校再編の対象校については、当面の間、調査対象に含めることとしており、それ以外の県立学校は2年間に分けて調査することとしております。

また、小中学校につきましては、今年度は4つの小学校の視察を行うこととしております。さらに、幼児教育の現場の状況を確認するため、5月26日には、いの町立幼保連携型認定こども園えだがわを、5月29日には、高知の鴨田保育園の調査を行う内容となっております。

なお、昨年度に引き続き、令和3年4月に開校した国際中学校夜間学級には、5月30日の午後5時に議事堂を出発するという時間帯ですが、調査に行く予定となっております。

移動につきましては、基本的に中型バスを利用し、道が狭くてバスが入っていけないところは、ジャンボタクシーを借り上げることとしております。

また、5月24日及び25日の幡多方面の調査について、申し送られた案では議事堂発着とされておりましたが、高知駅集合、高知駅解散になりますので修正させていただいております。

以上で、委員会活動日程案の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 何か質疑がございましたらお願いします。

(なし)

◎明神委員長 それでは、今後の委員会活動日程については御手元にお配りしてある日程案に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議ないと認めます。よって、さよう決めます。

次に、少し先の話になろうかと思いますが、総務委員会の県外調査に関して、改選前の委員会から申し送りがあっておりますので、引き続き書記に説明させます。

◎書記 それでは、先ほどお配りしました資料の4枚目をお願いいたします。改選前の総務委員会からの申し送り事項につきまして御説明いたします。

県警察においては、交通事故防止対策、交通違反の取締りや、白バイによる機動取締りなど、県民の交通安全に取り組んでいるところであります。お配りしました文書のとおり、令和4年11月に、熊坂前高知県警察本部長から、茨城県ひたちなか市にごさいます自動車安全運転センター安全運転中央研修所の視察調査依頼がっております。これを受け、当

時の総務委員会で視察調査実施の協議が行われましたが、年度末を控えた時期ということで、全会一致には至らず、この視察は行われておりません。

こうした経緯を経て、2月議会の総務委員会で協議されました結果、この調査依頼文書の取扱いについては、本年度の総務委員会に申し送ることとなったものでございます。

以上で、申し送り事項の説明を終わります。

◎明神委員長 申し送りの取扱いにつきましては、例年夏に行っている常任委員会の県外調査の調査先を選定する際、候補先に含めて検討することとしていけばと思いますが、どうでしょうか。

◎大石委員 私が前年度の委員長で申し送りをした張本人なんですけれども、それは県外調査日程と別枠で協議をするということで、前年度の委員会で話をしまして。というのは、座学とそれから体験をぜひしてもらいたってことで、2日かかるもんです。それで前年度の委員会では了解をいただいたんですけれども、任期間際だったということで、次年度に申し送りをすることになりましたので、県外調査とは分けて考えていただきたいというふうに思っております。

◎明神委員長 ただいま前委員長から御報告がありましたけども、今後県外調査とは分けて検討するというところでよろしいですか。

◎中根委員 教えてください。これはどういう施設ですか。熊坂さんが総務部長として行っていらっしゃると。これは見ましたけど。

◎大石委員 もっと詳しい資料があるはずですけどね。

◎三石委員 もろたでね。前ね。けど、新しい委員には来てないわ。

◎大石委員 全国の交通安全の中心の研修施設ですけども、高知県警なども利用率が低いということで、全国の都道府県議会の議員の皆さんに一度研修に来ていただきたいと、その上で各県の交通安全対策に活用するようなことを周知してもらいたいという思いもあって、ほかの都道府県議会でも幾つか、既に研修を受けてる議会もあるということで、高知もぜひお願いしたいということでございます。

詳しい資料は本来議会事務局が今日配付すべきだと思いますけど、ついてないので、これはぜひ前年度の書記に確認して、全員に配付をいただけたらと思いますのでよろしくお願ひします。

それと、この件は昨年議会の総務委員会の委員の皆さんには事務局からも説明してまして、当時は、塚地委員でしたけど、おおむね委員会としては行こうかということになりましたけど日程が、もう年度末でしたので合わなかったということで、次年度にということになりました。

◎中根委員 もう一つ教えてください。全国から県警など、交通安全に関わる方たちが研修に行く場なのか。

◎大石委員　そうです。

◎中根委員　じゃあ茨城県民とか、いろんなところの県民が気安く行くような場ではないわけ。

◎大石委員　そうですね。警察官が中心。一般の方も、申込みによっては参加できるのかもしれませんが、基本的には、全国の交通安全に関わる皆さんの研修所というふうに私は聞いてます。

◎三石委員　昨年詳しく説明も受けたわけやけども、新しい委員もおることやからね。資料が来とるはずやから、見てもらってやね。検討していただいたら。先ほど大石委員から話がありましたけども、全体的には行こうじゃないかということにはなっておったんです。けど年度末っていうのもあるから、これはちょっと日程的に無理じゃないのかちゅう話になって、申し送りにしようということで、終わった経緯があるんだ。大半はもう行こうということになってた。資料を今持ってないから詳しくは説明できんけど、すばらしい施設だということの話にはなっておった。

◎中根委員　1泊2日で私たちが研修をするわけ。

◎三石委員　そこらあたりのこと、詳しい資料があるはずやから、配付してもう一度勉強し直したらどうですか。

◎書記　はい、お配りをさせていただきます。

◎明神委員長　そしたら、詳しい資料を皆さんにお配りして、後日、委員会のときに、どうするかを検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

◎三石委員　あわせてね、別個にして、切離してやっていただけるようにね。

◎明神委員長　県外の調査とは別個に視察するかどうかを、今後、皆さんと協議するということで、本日はこれで決定したいと思います。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。これで本日の委員会を閉会いたします。

(11時15分閉会)